

第2回いわての森林づくり県民税事業評価委員会

日 時：平成28年8月29日（月）10：00～12：00

場 所：エスポワールいわて 3階 特別ホール

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 委員長の選出について

(2) いわて環境の森整備事業の施工地審査について

(3) 平成28年度以降の「いわての森林づくり県民税」に係る地域説明会の結果について

3 その他

4 閉 会

いわての森林づくり県民税事業評価委員会委員名簿

(平成28年7月14日現在)

氏名	役職名等	備考
大粒来 宏 美	有限会社丸大県北農林 取締役	
岡 田 秀 二	富士大学 学長	欠席
小山田 四 一	一戸町立図書館 館長	
國 崎 貴 嗣	岩手大学農学部（環境科学系） 准教授	
佐 藤 重 昭	徳清倉庫株式会社 代表取締役	
佐 藤 誠 司	岩手県商工会議所連合会 盛岡事務局長	
安 原 昌 佑	岩手県保護司会 河南分区長	
吉 田 敏 恵	岩手県消費者団体連絡協議会 常任幹事	
吉 野 英 岐	岩手県立大学総合政策学部 学部長	
若 生 和 江	環境アドバイザー	

(五十音順)

1 委員 10名

2 任期 平成28年7月14日～平成30年7月13日

第2回いわての森林づくり県民税事業評価委員会 県関係出席者名簿

役 職 等	氏 名	備 考
農林水産部 林務担当技監	阿 部 義 樹	
林業振興課 総括課長	佐々木 隆	
技術主幹兼振興担当課長	西 島 洋 一	
主任主査	高 芝 俊 雄	
主任主査	木戸口 佐 織	
主 査	三 上 昭 典	
主 事	山 本 有 美	
森林整備課 技術主幹兼計画担当課長	久 慈 敏	
主任主査	菊 地 明 子	
盛岡広域振興局林務部 主 査	真 木 賢 二	
盛岡広域振興局林務部 いわて環境の森整備推進員	小 林 静 夫	
盛岡広域振興局林務部 いわて環境の森整備推進員	藤 田 隆 二	
県南広域振興局林務部 主 査	赤 座 直 輝	
花巻農林振興センター 主任行政専門員	照 井 重 光	
遠野農林振興センター 主任主査	佐 藤 一 哉	
一関農林振興センター 主 査	谷 口 英 理	
宮古農林振興センター林務室 技 師	畠 山 智 樹	
岩泉林務出張所 上席林業普及指導員	菅 原 誠 司	
大船渡農林振興センター 主任主査	高 橋 美 恵 子	
大船渡農林振興センター 技 師	小 川 茜	
県北広域振興局林務部 主査林業普及指導員	金 田 弘 次	
二戸農林振興センター 主 任	高 坂 達 也	

平成 28 年度いわて環境の森整備事業 施工地選定審査基準(審査)

いわて環境の森整備事業の施工地選定審査に当たっては、下表に掲げる基準を満たしているものを適とする。

審査項目		審査基準
森 林 に 関 す る 事 項	事業対象森林	① 私有林であること。
		② 人工林であること。
		③ 公益林であること。 ア 水源地域等の上流域の森林 イ 野生動植物生育の場として重要な森林 ウ 自然林に戻すことによって、景観的な多様性の維持・向上を図るべき森林 エ 上記に準ずる森林
		④ 保安林である場合は、治山事業等で実施することが困難であること。
採択基準	⑤ 対象樹種は、原則として人工林であるスギ、カラマツ、アカマツ等の針葉樹であること。 ただし、アカマツ天然生林においても、地域において保全上重要な森林については、対象とするものとする。	
	⑥ 対象齢級は、原則として 4 から 10 齢級であること。 ただし、3 齢級以下及び 11 齢级以上であっても、地域において保全上重要な森林で、本事業の計画に加えるべき森林については、対象齢級として取扱うものであること。	
	⑦ 1 施工地の面積は、0.3 ヘクタール以上であって、原則として 1 ヘクタール以上の団地であること。 ただし、団地の考え方（団地性の判断）については、各施工地の相互の間隔が概ね 10 キロメートル以内の範囲であるものとする。（概ね半径 10 キロメートルの円内にすべての施工地が含まれること。）	
森林所有者に関する事項	⑧ 協定書の締結に同意していること。 (現時点では口頭による確認)	

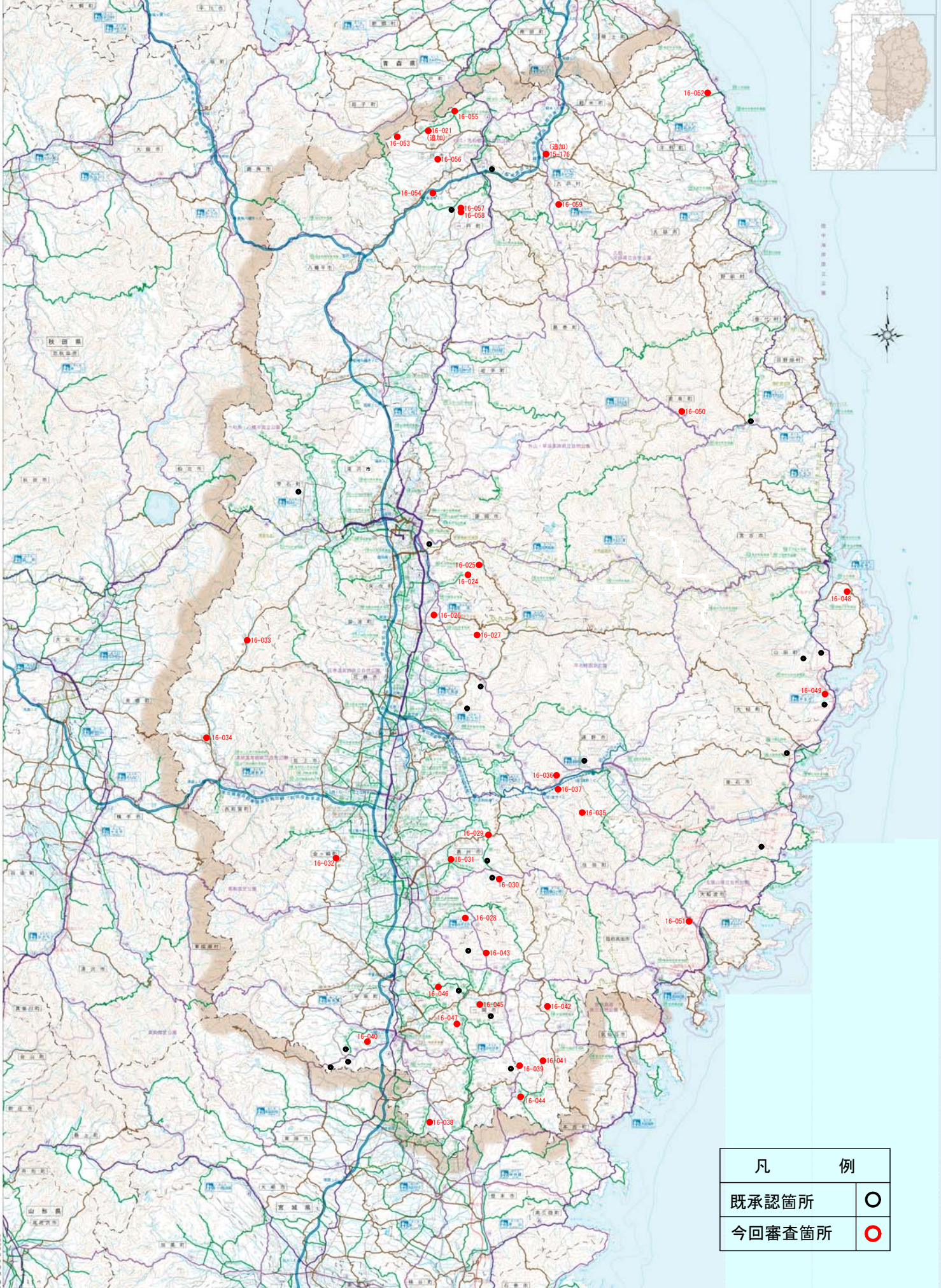
平成28年度いわて環境の森整備事業施工予定地一覧表(補助)

連番	受付番号		市町村	大字	字	樹種	面積 (ha)	林齢 (年生)	申請者	特記事項
001	16	024	盛岡市	大ヶ生	第1地割ほか 地内	スギ	5.73	23～48	盛岡広域森林組合	
002	16	025	盛岡市	根田茂	第6地割ほか 地内	スギ	6.20	22～53	盛岡広域森林組合	スギ 53年生 1.33ha
003	16	026	紫波町	草刈	善前野 地内	スギ	1.70	25～45	盛岡広域森林組合	
004	16	027	紫波町	赤沢	行人平ほか 地内	スギ	5.80	37～46	株式会社イワリン	
005	16	028	奥州市	江刺区田原	奈良原 地内	スギ	6.50	36,59	奥州地方森林組合	スギ 59年生 1.56ha
006	16	029	奥州市	江刺区米里	仏領ほか 地内	スギ	6.23	20～46	奥州地方森林組合	
007	16	030	奥州市	江刺区伊手	二渡ほか 地内	スギ	1.56	30～50	岩手県森林整備協同組合	
008	16	031	奥州市	江刺区岩谷堂	館下ほか 地内	スギ	2.10	35～49	岩手県森林整備協同組合	
009	16	032	金ヶ崎町	西根	潤沢 地内	スギ	2.16	26～45	岩手県森林整備協同組合	
010	16	033	西和賀町	沢内	若畑ほか 地内	スギ	8.79	29～56	西和賀町森林組合	スギ 56年生 0.10ha
011	16	034	西和賀町	沢内	大野	スギ	7.73	35～50	岩手県森林組合連合会	
012	16	035	遠野市	小友町	46地割	スギ、カラマツ	1.27	33	岩手県森林整備協同組合	
013	16	036	遠野市	宮守町	上鱒沢 地内	スギ	8.00	42～47	遠野地方森林組合	
014	16	037	遠野市	宮守町	上鱒沢 地内	スギ	4.86	36～42	遠野地方森林組合	
015	16	038	一関市	花泉町涌津	藤ノ巻 地内	スギ、ヒノキ	2.50	21	岩手県森林整備協同組合	
016	16	039	一関市	藤沢町砂子田	高田ほか 地内	スギ、ヒノキ	1.24	25,35	岩手県森林整備協同組合	
017	16	040	一関市	萩荘	下大桑ほか 地内	スギ	2.19	28～50	一関地方森林組合	
018	16	041	一関市	千厩町小梨	時ノ沢ほか 地内	スギ、ヒノキ	3.23	16～39	一関地方森林組合	
019	16	042	一関市	大東町曾慶	梅ノ木 地内	スギ、ヒノキ	3.72	16～34	一関地方森林組合	
020	16	043	一関市	大東町猿沢	宿通向 地内	スギ、ヒノキ、アカマツ	4.44	33～48	一関地方森林組合	
021	16	044	一関市	藤沢町藤沢	板橋ほか 地内	スギ、ヒノキ	3.85	27～44	一関地方森林組合	
022	16	045	一関市	東山町長坂	木戸割ほか 地内	スギ	6.58	30～50	一関地方森林組合	
023	16	046	一関市	東山町田河津	束稻ほか 地内	スギ	3.03	14～41	一関地方森林組合	スギ 14年生 0.17ha
024	16	047	一関市	東山町松川	岩ノ下ほか 地内	スギ、ヒノキ	8.78	24～49	一関地方森林組合	
025	16	048	宮古市	音部	第7地割 地内	スギ、アカマツ	2.20	34,46	宮古地方森林組合	

平成28年度いわて環境の森整備事業施工予定地一覧表(補助)

連番	受付番号		市町村	大字	字	樹種	面積 (ha)	林齢 (年生)	申請者	特記事項
026	16	049	山田町	織笠	第4地割 地内	スギ、アカマツ	3.48	45,49	宮古地方森林組合	
027	16	050	岩泉町	門	道上 地内	スギ	1.57	50,57	岩泉町森林組合	スギ 57年生 0.18ha
028	16	051	大船渡市	猪川町	西山ほか 地内	スギ	3.73	21～46	気仙地方森林組合	水源涵養保安林 2.22ha
029	16	052	洋野町	種市第3地割	小田沢 地内	スギ、アカマツ、カラマツ	13.52	24～50	有限会社丸大県北農林	
030	16	053	二戸市	上斗米	小端ほか 地内	スギ	2.00	20,24	二戸地方森林組合	
031	16	054	二戸市	浄法寺町	後久保 地内	スギ	5.23	23,33	浄安森林組合	
032	16	055	二戸市	野々上	油子ほか 地内	スギ、アカマツ	8.33	20～34	二戸地方森林組合	
033	16	056	二戸市	足沢	大平ほか 地内	スギ、カラマツ	9.18	18～41	二戸地方森林組合	
034	16	057	一戸町	小友	向釜屋敷ほか 地内	スギ、アカマツ	3.32	18～47	二戸地方森林組合	
035	16	058	一戸町	小友	後反ほか 地内	スギ	2.04	16～33	二戸地方森林組合	
036	16	059	九戸村	伊保内	第1地割ほか 地内	スギ、ヒノキ	1.66	21,26	二戸地方森林組合	
037	15	176	九戸村	長興寺	第5地割ほか 地内	スギ、ヒノキ	1.57	15～21	二戸地方森林組合	・追加申請(H27第6回委員会承認面積 4.02ha) ・15年生 0.35ha
038	16	021	二戸市	上斗米	金田一川 地内	スギ	0.60	15	二戸地方森林組合	・追加申請(第1回委員会承認面積 5.33ha)
a	今回計		38施工地				166.62			
b	平成28年度既承認面積						115.38			
c	a + b						282.00			

いわて環境の森整備事業施工位置図（平成28年度）



凡 例	
既承認箇所	○
今回審査箇所	●

平成 28 年度以降の「いわての森林づくり県民税」に係る地域説明会の結果について

1 開催趣旨

平成 28 年度以降の「いわての森林づくり県民税」の事業を円滑に進めるため、事業実施主体である市町村、林業事業体、地域の団体等及び各現地機関の県担当者に対して事業内容等について説明を行い、周知を図るもの。

2 日程及び会場

- 6 月 16 日（木）10：00～12：00 岩手県民会館
- 6 月 20 日（月）10：00～12：00 宮古地区合同庁舎
- 6 月 20 日（月）15：00～17：00 久慈市役所
- 6 月 22 日（水）10：00～12：00 奥州市水沢地区センター
- 6 月 23 日（木）15：00～17：00 遠野市森林総合センター

3 内容

- (1) 平成 28 年度以降の「いわての森林づくり県民税」について
- (2) いわて環境の森整備事業について
- (3) 県民参加の森林づくり促進事業について
- (4) 参加者との意見交換

4 参集範囲

市町村、森林組合、岩手県森林整備協同組合、林業事業体、地域住民団体、NPO 団体、広域振興局職員等、

5 出席者数

1 2 6 名（盛岡 43 名、宮古 10 名、久慈 25 名、奥州 26 名、遠野 22 名）

6 質疑・意見交換内容

- ・混交林誘導伐について
- ・アカマツの広葉樹林化について
- ・森林環境を保全する植栽について
- ・県民参加の森林づくり促進事業について
- ・普及啓発について

質疑・意見交換内容

区 分		質疑・意見・要望	回答・対応
環境 の 森 整 備 事 業	混交林誘導伐	森林所有者の特定困難。 (盛岡、奥州)	<ul style="list-style-type: none"> 未登記森林での納税義務者との協定締結は困難。 課税台帳での確認。 国土調査未了地区で、地域の取りまとめ役の協力を得て事業実施にこぎつけた事例。
		転用防止も兼ねた看板設置を要望。(宮古)	<ul style="list-style-type: none"> 施工地管理上、必要性あり。 起点杭の設置と併せて検討。
		施工地台帳の電子データ配付。 (奥州、遠野)	<ul style="list-style-type: none"> 現在作成中。データ配付や表示方法については今後検討。
		作業道補修を対象経費に要望。 (盛岡)	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度では対象外。
	アカマツの広葉樹林化	アカマツは全伐可能か。(奥州)	<ul style="list-style-type: none"> 全伐可能。
		搬出路開設は可能か。(奥州)	<ul style="list-style-type: none"> 所有者の承諾があれば可能。
		広葉樹林になった後、所有者が針葉樹を植栽可能か。(奥州)	<ul style="list-style-type: none"> 可能。転用制限のみで伐採制限は設けない。
		所有者との協定締結は必要か。 (奥州)	<ul style="list-style-type: none"> 必要。ただし、転用制限のみで伐採制限は設けない。
	森林環境を保全する植栽	裸地化した場所への植栽は困難。ササの刈払いや防風対策が必要。 (久慈、遠野)	<ul style="list-style-type: none"> 評価委員会の助言をいただきながら検討する。
		植栽後の保育を県民税事業で対応可能か。(遠野)	<ul style="list-style-type: none"> 下刈以降の保育については森林整備事業で実施。
植栽した箇所を、県民参加の森林づくり促進事業で保育する場合、補助対象となるか。(宮古)		<ul style="list-style-type: none"> 評価委員会に諮る必要がある。 	
県民参加の森林づくり促進事業	備品の対象範囲。 (宮古、奥州、遠野)	<ul style="list-style-type: none"> 汎用性のあるものは対象外。(パソコン、ドローン等) ヘルメット、防護服は可。 	
	外部講師、指導者名簿の作成。 (奥州)	<ul style="list-style-type: none"> 学校からも要望あり。 作成に向けて検討中。 	
	企画審査の公開プレゼン。 (盛岡)	<ul style="list-style-type: none"> 他県で実施例あり。 委員から現場の生の声を聞きたいという意見もあり。 	
普及啓発	普及啓発のための資料作成。 (盛岡、奥州)	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発事業で作成予定。 事業効果をPRするための横断幕の作成。(担当者会議での提案を受けて作成) 認知度向上のためののぼり旗の貸出し。 	
	市町村広報を活用したPR。 (盛岡)	<ul style="list-style-type: none"> 掲載を依頼する予定。 	

森林環境税に係る他県調査の結果について

平成 15 年度に高知県が森林環境税を導入して以来、37 の府県で地方税の一つである森林環境税が導入された。

これらの独自課税は、森林の持つ公益的機能の受益者である県民が負担することにより、多様な公益的機能を有する森林環境の維持・増進に資すること等を目的に創設され、府県によって多様な事業が展開されていることから、その状況を調査したもの。

第 1 高知県（調査日 平成 28 年 7 月 19 日（火））

1 課税制度

(1) 名称・趣旨（条例より）

高知県森林環境税（高知県森林環境保全基金条例）

水源のかん養をはじめ山地災害の防止、気候の緩和、生態系の多様性の確保等県民のだれもが享受している森林の公益的機能の低下を予防し、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全に取り組む。

(2) 創設年度

平成 15 年度

(3) 課税方式

県民税均等割の超過課税 個人・法人：500 円／年

(4) 税 収

1.7 億円／年

2 事業運営・評価等に係る委員会

(1) 名 称

高知県森林環境保全基金運営委員会

(2) 審議内容

事業の企画審査、進捗状況確認、事業評価等

(3) その他

委員 10 名、3～4 回／年開催

3 事業内容

(1) 森林環境の保全を進める事業

ア 水源かん養など公益的機能を増進する森づくり

森林のもつ水源かん養機能などの公益的機能を維持するための間伐や除伐。

(ア) 公益林保全整備事業（国庫補助事業が採択できない人工林での保育間伐）

(イ) みどりの環境整備支援事業

（保育間伐（国庫補助事業に上乘せし、森林所有者の負担を軽減））

イ シカによる被害から森林環境を守る対策への支援

シカによる食害等の被害から森林環境や希少野生植物を守るための対策。

- (ア) 指定管理鳥獣捕獲等事業（シカの捕獲と生息密度調査を実施）
- (イ) 希少野生植物推進事業（シカによる食害から希少野生植物を保護）

(2) 県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業

ア 将来を担う子どもたちなどへの森林環境教育の支援

「こうち山の日」（11月11日）を中心に行われる県民の自発的な活動や、森林保全ボランティア団体等の活動を支援。

- (ア) 森づくりへの理解と参加を促す広報事業（情報誌「mamori」やチラシ等作成）
 - (イ) こうち山の日推進事業（「こうち山の日」の理解や関心を深める事業の実施）
 - (ウ) 運営委員会等開催費（森林環境税の使いみちを審査する委員会の開催など）

イ 県民の森や山に対する主体的な活動の支援

子どもたちに森林や山への理解や関心を持ってもらえるよう、学校等での森林環境教育を支援。

- (ア) 環境学習推進事業（自然体験活動指導者の養成）
- (イ) 高校生森林環境理解事業（森林環境の保全を理解し支援できる高校生の育成）
- (ウ) 高校生後継者育成事業
 - （林業関係学科を学ぶ高校生を対象に、林業に関する資格取得の推進）
- (エ) 山の学習支援事業
 - （年間を通じて森林環境学習を実施する小中学校等の独自取組の支援）

ウ 持続可能な山の暮らしを支える森づくりへの支援

県民の目に触れやすい公共的施設などに県産木材を使うことで、木の良さをPR。

- (ア) 木の香るまちづくり推進事業（公共的施設などへの県産木材の導入の支援）



第2 愛媛県（調査日 平成28年7月20日（水））

1 課税制度

(1) 名称・趣旨（条例より）

愛媛県森林環境税条例

水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に要する経費の財源を確保する。

(2) 創設年度

平成17年度

(3) 課税方式

県民税均等割の超過課税 個人：700円／年、法人：均等割額の7%増

(4) 税 収

5.4億円／年

2 事業運営・評価等に係る委員会

(1) 名称

愛媛県森林環境保全基金運営委員会

(2) 審議内容

事業の調査・審議

(3) その他

委員 10 名、6～7 回／年開催



3 事業内容

(1) 森をつくる活動

公益的機能の向上を図るために森林を整備・保全するとともに、野性鳥獣による森林被害の防止対策を実施するほか、必要な技術者等の人材の育成を進める。

ア 森林そ生集団間伐促進事業

(施業コストを軽減させるための施業地の団地化や作業道開設等と森林の整備)

イ 集落等山地災害危険地区整備事業

(山地災害危険地区の森林を土砂流出防止機能の高い健全な森林へ誘導)

ウ 松林等保全事業 (県木である松を守るための松林保全活動を支援)

エ フォレスト・マイスター養成支援事業

(森林を面的・効果的に整備する作業技術者等を養成)

オ 奥地水源林保全整備事業

(ダム等の奥地水源地域の放置森林を水土保持機能を回復させるために整備)

カ ニホンジカ森林被害防止対策事業

(ニホンジカによる森林被害等を軽減し、森林を保全)

キ 有害鳥獣総合捕獲事業 (ニホンジカ緊急捕獲事業)

(ニホンジカによる森林被害を軽減し、森林を保全)

ク 優良種苗確保事業 (健全な森林を造成するため優良な苗木を確保、提供)

ケ ニホンジカ個体数調整実証事業

(ニホンジカによる森林被害等を軽減し、森林を保全)

コ 森林吸収クレジット推進事業 (森林吸収クレジットの普及啓発と販売促進)

カ 林業躍進プロジェクト推進事業

(林業を地域の成長産業へ育成するプロジェクトの推進)

(2) 木をつかう活動

持続的に森林整備を進めるために不可欠な森林資源の利活用を促進するため、公共的施設や民間住宅における木造化・木質化、県産材の需要拡大を推進するとともに、林内に放置されている未利用材の有効活用を図る。

ア 木質バイオマス利用促進事業 (未利用材を木質バイオマスとして有効利用)

イ 公共施設木材利用推進事業 (地域のシンボルとなる公共施設の木造化)

ウ 県立学校校舎等整備事業 (県立学校校舎の木造化)

エ 自然公園木製施設整備事業

(自然公園内に県産木材を使った標識、柵、階段などを整備)

- カ 木の香る公園施設整備事業
(都市公園に県産木材を使った休憩所やベンチなどを整備)
- キ えひめ材住宅普及啓発事業
(民間住宅に良質な柱材を無償提供する等、木造住宅の建設を促進)
- ク 原木乾しいたけ等生産促進事業
(クヌギ等の広葉樹をしいたけ等の原木として利用することを促進)
- ケ 愛媛県産材製品市場開拓促進事業
(県産材の販売体制整備や大消費地での市場開拓等を支援)
- コ 駐在所等庁舎整備事業(老朽・狭隘化した交番を新築整備)
- カ 水産研究センター魚類検査室移設事業
(水産研究センター魚類検査室の施設一部を移転にともない木質化)
- キ 原木乾しいたけ消費拡大緊急対策事業
(乾しいたけの生産振興による山村の活性化と広葉樹林の整備)

(3) 森とくらす活動

県民参加による森林づくりを推進するため、森林づくりを行う市民グループや団体間の交流や情報の提供、森づくりの場(フィールド)の提供を行なうとともに、次代を担う青少年を対象とした森林体験や森林環境学習等を行う。

- ア 県民と森との交流促進事業(県民と森との交流促進)
- イ 自然観察会開催事業(青少年を対象とした自然観察会を開催)
- ウ 森とのふれあい活動促進事業(森林づくりを行う青少年や県民の活動を支援)
- エ 林業普及指導事業
(森林そ生プロジェクトの成果を県下に普及させるための体験と広報誌の発行)
- オ 「森林わくわく体験」推進事業
(幼稚園や小中学校に対する森林環境教育の推進)
- カ 都市近郊林保全事業(緑に親しむ空間を提供するため、都市近郊林を整備)
- キ 巡回展「森の博物館」開催事業
(自然や森林に関する巡回展や森林観察会等の開催)

(4) 県民参加の森林づくり公募事業

森林環境税の目指す「森林環境の保全」と「森林と共生する文化の創造」を県民と一体となって推進するため、県民の豊かな発想を施策に反映するとともに、自発的な活動を支援し、森林に対する県民参加活動を発展させる。

みんなで支えて次世代へつなごう！ 山林とくらしを守る森づくり

県民みんなが森のサポーター

高知県

しんりんかんきょうぜい

森林環境税

平成28年度・活用事業のご案内



健全な森の
大切な役割

- 「緑のダム」として、水を蓄えます。
- 雨から土壌を守り、土砂崩れを防ぎます。
- 二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を緩和します。

8月11日

国民の祝日

山の日

あなたの500円が、こうちの森づくりを支えています。

森林環境税は、「広く県民みんなが負担することで森の重要性を認識し、県民みんなが森を守っていく」ことを目的として、平成15年に高知県が全国に先駆けて導入しました。

森林環境税は、個人、法人ともに県民税（均等割額）に500円を一律に上乗せしてご負担いただいております。森林の環境を保全するための事業などに活用されています。

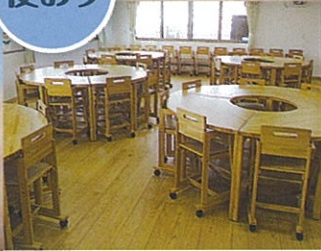


森林環境税はこんなことに使われています。

高知県の森林率は84%、全国一の森林県です。森林には、木材の生産だけでなく、土砂災害の防止、水源のかん養、自然環境の保全などの公益的機能があります。高知県では、健全な森林づくりを進めるため、森林環境税を活用して荒廃した人工林の間伐やシカの食害から森林を守る活動など「森林環境の保全を進める事業」に取り組んでいます。また、県民みんなで森林や山を守る「こうち山の日」の取組や、小中学校が行う森林環境学習への支援、公共的施設への県産木材の利用促進など「県民の森林への関わりを深める事業」にも使われています。

ありがとう!!みなさんのおかげで
元気な森に育っています!!

使おう



県民の皆さんの目に触れやすい公共的施設などに県産木材を使うことで、木の良さをPRしていきます。

守ろう



森林のもつ水源かん養機能などの公益的機能を維持するために、間伐や除伐を実施します。

学ぼう



子どもたちに森林や山への理解や関心を持ってもらえるよう、学校現場等での森林環境学習を支援します。

参加しよう

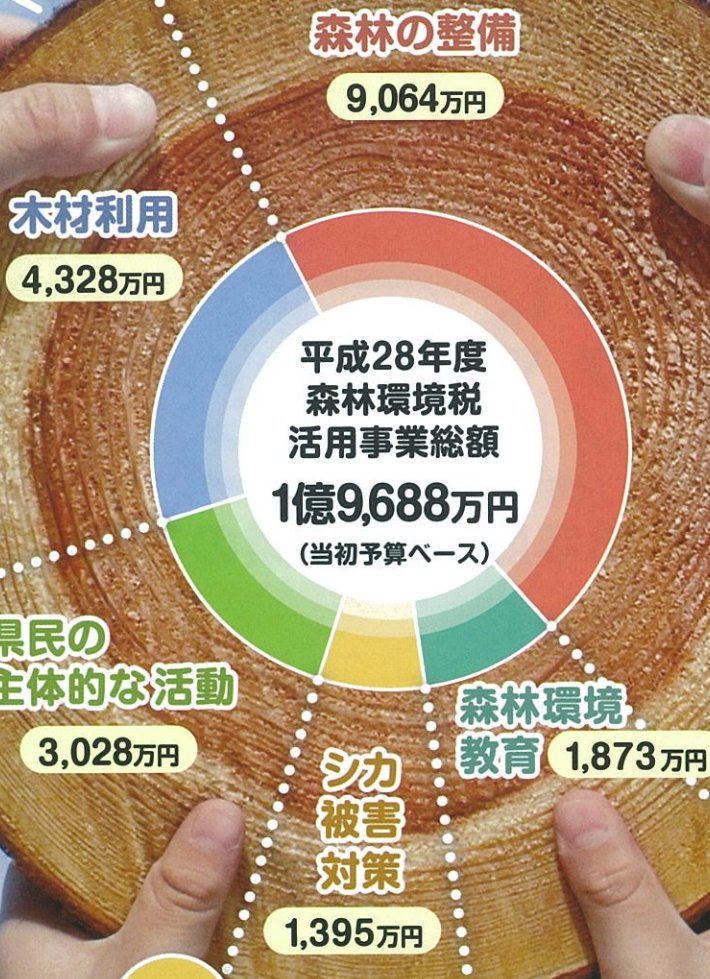


「こうち山の日」を中心に行われる県民の皆さんの自発的な活動や、森林ボランティア団体等の活動を支援します。

防ごう



シカによる食害等の被害から森林環境や希少野生植物を守るための対策に取り組みます。



森林環境税についてのお問い合わせは 高知県林業振興・環境部林業環境政策課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号
TEL:088-821-4586 FAX:088-821-4576 E-mail:030101@ken.pref.kochi.lg.jp
HP:http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030101/kankyousei.html

高知 森林 税 検索

森林ボランティアについてのお問い合わせは こうち山の日ボランティアネットワーク

〒780-0046 高知市伊勢崎町8番24号 高知県山林協会内 TEL:088 2 331 FAX:088-875-7191



11月11日は
「こうち山の日」

高知県の豊かな森林の恵みに感謝し、森林や山を守ることの重要性に対する理解と関心を深め、県民一人ひとりが森林を守る活動に参加し、また自ら行動することによって、山を守り育て、次代へと引き継ぐことを趣旨として、森林環境税が始まった平成15年に制定されました。森林ボランティア団体や市民グループなどにより、森や山、木に親しむ事業が県内各地で行われています。

みんなの力で
元気もりもり



E~もりくん

森林は
わたしたちの
財産です

県民参加による「森林環境の保全」と 「森林と共生する文化の創造」をめざして



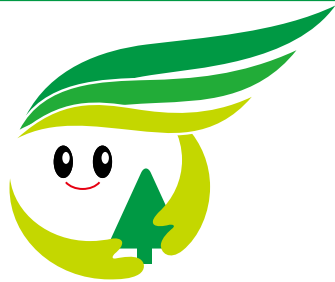
愛媛県イメージアップ
キャラクター
みきやん



愛 媛 県

森林環境税は えひめの森林づくりに役立っています

私たちのふるさと愛媛は、県土の7割を森林がしめる緑豊かな恵まれた環境にあります。
これらの森林は、かけがえのない県民共有の財産であり、健全な姿で次代に引き継ぐため、
森林環境税を活用し、自然との調和を図りながら「県民参加の森林づくり」を進めています。



森林環境税

- 【納める額】
 - 個人 年額700円
 - 法人 年間1,400円～56,000円
(資本金などに応じた額)
 - 【納める人】
 - 県内に住所がある個人
 - 県内に事務所がある法人
 - 【期 間】
 - 平成22年度～平成26年度
- 森林環境税は、県民税均等割に上乗せする方法で納めていただいています。

森林環境税は、森林環境保全基金に積み立て、これを取り崩して、税の目的の事業にあてられます。

森林環境税

積み立て

森林環境保全基金

基金取り崩し

事業方式

指定事業

県が用途を定めて実施するもの

公募事業

県民の皆様及び市町から取組みを公募し実施するもの

透明性・
効率性の確保

森林環境 保全基金 運営委員会

調査・
審議

知事が設置した「愛媛県森林環境保全基金運営委員会」において、森林環境税に関する事業の調査・審議を行います。



県民の 協力

県民の 参加

森をつくる

- ◎水を育む森の創造
- ◎貴重な森の保全
- ◎環境に配慮した森の育成

県民の 支援



森とくらす

- ◎県民と森との交流促進
- ◎森を知る県民活動の推進
- ◎県民がふれあう森の設置

木をつかう

- ◎木と子供たちのふれあい促進
- ◎みんなが集う施設への木材利用
- ◎くらしに活かすバイオマスの利用



県民と森との交流を
促進させるための拠点づくり

豊かな県民生活の実現



森林環境税を活用した事業

① 県指定事業 … 県が用途を定めて実施するもの
 [森林環境税の目的を達成するため、県が用途を定めて実施します。]

森をつくる

県民共有の財産である森林を、水源かん養や山地災害防止など公益的機能が発揮できるように森林の整備や保全に努めます。



未整備森林間伐事業



作業道の整備



ボランティアによる松林保全活動



林業担い手の育成

木をつかう

森林から生まれ、人にやさしく、環境保全にも貢献する木材を、より身近に利用していくことに努めます。



学校の木質化



住宅での県産材利用



木製標識等の設置



県産材の販路拡大

森とくらす

森林との会いやふれあい等を通して、森林を愛する契機を創りだすことに努めます。



下刈作業



自然観察会



広田小学校 えひめ森林公園での体験活動



種で遊ぼう

② 公募事業 … 県民の皆様及び市町から取組みを公募し実施するもの
 [県民の皆様や市町が企画・立案して実施する活動を支援しています。]



竹林整備



木工教室



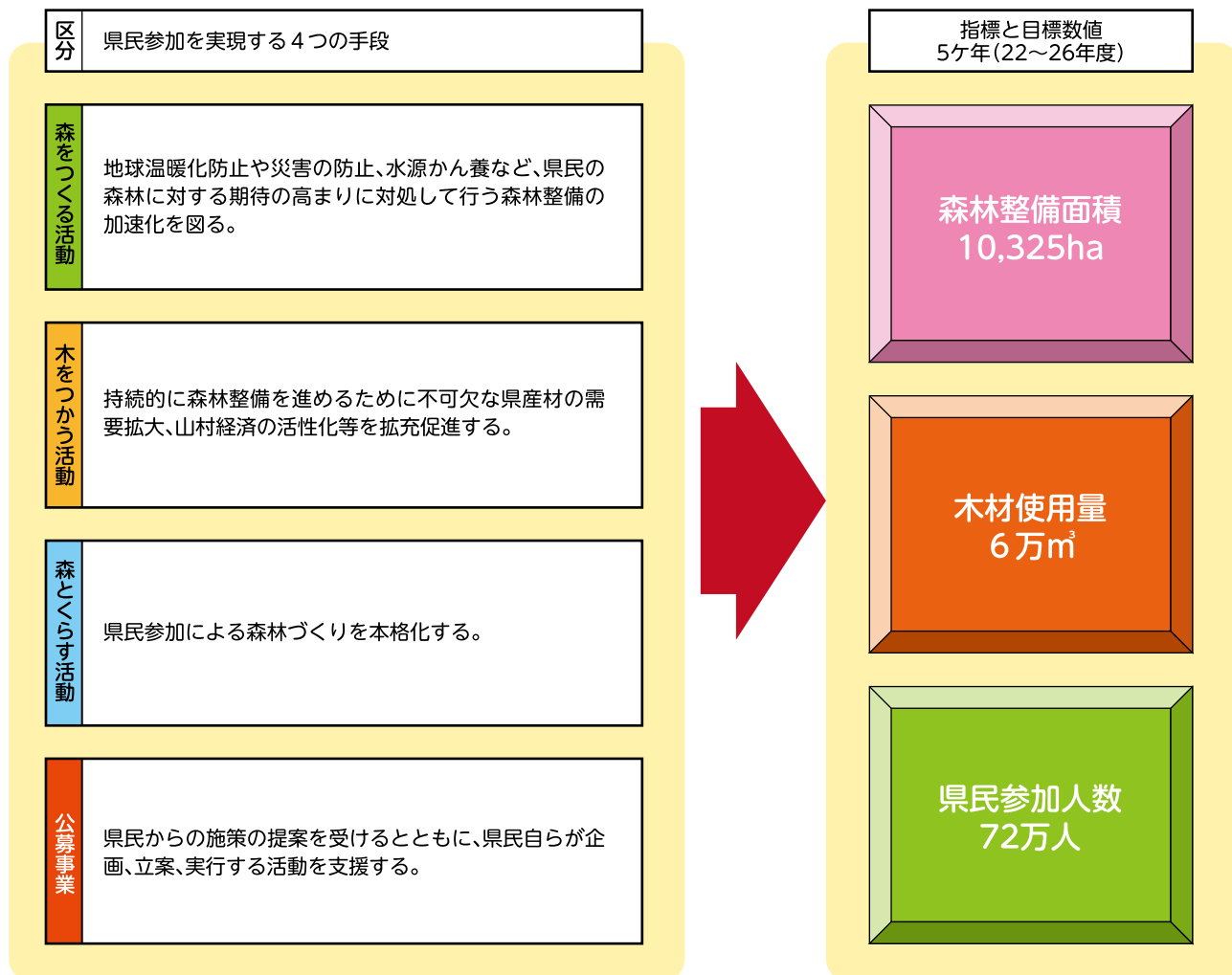
きのこ栽培



木質ペレット生産利用活用促進

第2期森林環境税の目標と実績

I 第2期森林環境税の事業目標



II 第2期森林環境税の事業実績

目標項目	目標数値	実績						
		H22	H23	H24	H25	H26	計	
森林整備面積(ha)	10,325ha	3,616ha	3,776ha	1,247ha	804ha	477ha	9,920ha	
目標達成率(%)		35%	72%	84%	91%	96%		
木材使用量(m3)	60,000m ³	23,514m ³	21,475m ³	27,936m ³	37,252m ³	31,302m ³	141,479m ³	
目標達成率(%)		39%	75%	122%	184%	236%		
県民参加人数(人)	720,000人	203,631人	107,942人	73,908人	161,107人	113,239人	659,827人	
目標達成率(%)		28%	43%	54%	76%	92%		
内訳	木とふれあう人数	400,000人	161,312人	62,501人	42,869人	132,509人	81,440人	480,631人
	森と交流する人数	250,000人	27,984人	34,266人	20,851人	17,989人	21,259人	122,349人
	公募事業に参加する人数	70,000人	14,335人	11,175人	10,188人	10,609人	10,540人	56,847人

税制度の概要 (H22~26)

納める方式	県民税均等割上乘せ課税方式（法定普通税）																								
納める人	県内に住所、事業所などがある個人・法人 (個人県民税及び法人県民税の均等割の納税義務者)																								
納める額	<p><個人> 年額700円 給与所得者・65歳以上の公的年金受給者は、給与・年金から「天引き」して市町に納税します。事業所得者等は、市町から送られてくる納税通知書により納税します。</p> <p><法人> 県民税均等割標準税率の7%相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">資本金等の金額の区分</th> <th style="width: 15%;">標準税率①</th> <th style="width: 15%;">森林環境税額②</th> <th style="width: 30%;">納税額(①+②)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>800,000円</td> <td>56,000円</td> <td>856,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>37,800円</td> <td>577,800円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>9,100円</td> <td>139,100円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>3,500円</td> <td>53,500円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>20,000円</td> <td>1,400円</td> <td>21,400円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の金額の区分	標準税率①	森林環境税額②	納税額(①+②)	50億円超	800,000円	56,000円	856,000円	10億円超50億円以下	540,000円	37,800円	577,800円	1億円超10億円以下	130,000円	9,100円	139,100円	1,000万円超1億円以下	50,000円	3,500円	53,500円	上記以外	20,000円	1,400円	21,400円
資本金等の金額の区分	標準税率①	森林環境税額②	納税額(①+②)																						
50億円超	800,000円	56,000円	856,000円																						
10億円超50億円以下	540,000円	37,800円	577,800円																						
1億円超10億円以下	130,000円	9,100円	139,100円																						
1,000万円超1億円以下	50,000円	3,500円	53,500円																						
上記以外	20,000円	1,400円	21,400円																						
納める方法	<p>個人県民税は市町が給与所得者は特別徴収、事業所得者等は普通徴収、法人県民税は法人が県に申告納付します。</p> <div style="text-align: center;"> <p><個人の場合></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>給与所得者 (納税義務者)</p> <p>↓ 特別徴収 (天引き)</p> <p>雇用主 (特別徴収義務者)</p> <p>↓ 納入 (住民税)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>事業所得者等 (納税義務者)</p> <p>↓ 普通徴収 納付(住民税)</p> </div> </div> <p>市町</p> <p>↓ 払込(個人県民税)</p> <div style="text-align: center;"> <p><法人の場合></p> <p>法人 (納税義務者)</p> <p>↓ 申告納付 (法人県民税)</p> <p>愛媛県</p> </div> </div>																								
税収の管理	森林環境税は普通税として徴収しますが、その目的を明確にするため、基金に積み立て、基金運営委員会を設置することにより適正に管理します。																								
実施期間	実施期間は5年間とし、期間満了時に見直し・検討を行います。																								

平成 28 年度 いわての森林づくり普及啓発事業について

1 事業目的

いわての森林づくり県民税を財源として実施する各種事業の取組や県民税制度の周知を図ることにより、認知度の向上及び森林環境保全活動等への関心を高めることを目的とし実施しようとするもの。

2 事業内容

(1) テレビ・ラジオCM

テレビ局 4 社、ラジオ局 2 社による県民税制度周知のための CM を放送。

テレビ 100 本、ラジオ 60 本程度を予定。

(2) 新聞広告

県内最大発行部数の新聞紙面に、県民税制度周知のための記事を掲載。記事下 4 段 2 回実施予定。

(3) アンケート調査

テレビ局が配信するメールマガジン等により簡易なアンケート調査を実施。回答者に抽選で乾しいたけ等の県産農林水産物を進呈。

また、秋口に県内各地で開催される産業まつり等のイベント会場において来場者への聞き取りアンケート調査を実施。

(4) 広告物製作

いわて環境の森整備事業の効果を普及啓発するため施工地に掲示する横断幕を製作、設置。

また、県民参加の森林づくり事業の実施団体が県民税事業を普及啓発できるのぼり旗を製作、配布。

(5) 県政広報・市町村広報誌

県や各市町村の広報誌等に森林所有者向け広報記事（いわて環境の森整備事業の紹介等）の掲載を依頼し制度の周知を図る。

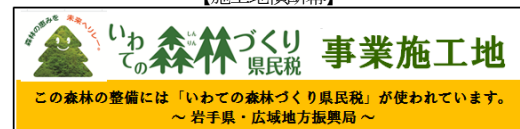
【テレビCMイメージ】



【新聞広告イメージ】



【施工地横断幕】



【のぼり旗】



【広報誌イメージ】

岩手県からの
お知らせ

？ ご存じですか？

里親になりませんか？

県内には、さまざまな理由から家庭で暮らすことができなくなり、温かい家庭を待ち望んでいる子どもたちがたくさんいます。そのような子どもたちを自宅に迎え入れ、養育をしてくださる方が里親です。詳しくは県福祉総合相談センターまたは児童相談所にご相談ください。

【関】 県福祉総合相談センター
019-629-9608
一関児童相談所 0191-21-0560
宮古児童相談所 0193-62-4059

平成 28 年度 いわて森のゼミナール推進事業について

1 事業目的

この事業は、児童・生徒をはじめ広く県民を対象に、森林・林業に対する理解を深めていただく機会を提供するもの。

2 事業の実施状況

3 月 29 日～4 月 15 日に企画提案募集を実施したところ、1 者の応募があり、4 月 28 日に企画提案選考委員会において、企画提案書の審査を行い選定。

5 月 13 日付けで委託契約を締結。

- ・委託の相手方 「特定非営利活動法人環境パートナーシップいわて」
- ・委託金額 4,472,280 円

3 委託業務の進捗状況

(1) 森林学習会

県教育事務所より推薦された小・中学校・義務教育学校において、児童・生徒を対象とした森林・林業に関する講座や自然観察会等の実施。

①実施要望 現在 22 校（新規 5 校）

うち実施済 4 校

(2) 森の実践ゼミナール

地域の森林環境学習の自発的な取組に対し指導・助言するとともに、地域住民自らが実践するための「森林環境学習地域プラン」を策定。

地域のキーマンを育成する指導者研修会の開催。

① 地域プラン作成要望 現在 1 地域

② 指導者研修会 10 月 1 日実施予定



H27.10.27 紫波町古舘小